

平成 31 年 1 月 23 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

衆議院議員 福田 昭夫

LRT 事業にかかる問題点について (公開質問状)

標記の件について、下記の通り質問いたしますので、誠意ある回答を平成 31 年 1 月 31 日までに、福田あきお日光事務所 (〒321-2335 日光市森友 781-3 Tel.0288-21-4183) まで返信くださりますようお願いいたします。

記

1. 平成 30 年 9 月の宇都宮市議会において、LRT 事業にかかる用地取得について、下平出町の土地約 8,100 平方メートルを不動産会社 M&A コーポレーションから 3 億 2,600 万円で取得するものと、清原工業団地内の土地約 6,500 平方メートルを米化学大手デュポンから 1 億 2,600 万円で取得するというものが承認されました。この点について、平成 30 年 9 月 4 日付で、LRT 事業にかかる用地取得についての不動産会社 M&A コーポレーションと米化学大手デュポンとのそれぞれの交渉記録を宇都宮市に情報公開請求したところ、内容についてはすべてが黒塗りで一切わからないものでした。しかしながら、デュポン株式会社宇都宮事業所と宇都宮市で平成 30 年 3 月 30 日に行われた交渉日誌 (資料 1) について、平成 29 年度の記録であるにもかかわらず、決裁におかれている印は平成 30 年度の役職者のものがあります。さらに、平成 30 年 5 月 15 日に株式会社 M&A コーポレーションと宇都宮市で行われた交渉日誌 (資料 2) には、交渉を行った者と交渉記録を作成した者の印が別のものになっております。これらの事実は、情報公開請求後に既成事実として作成された交渉記録であることを裏付けていると思われ、文書偽造・情報隠蔽ということになれば、民主主義の根幹を揺るがすような大きな問題であると思われませんが、市としての見解をお聞かせください。
2. 平成 30 年 10 月の時点で、LRT にかかる建設工事は計 33 本 (資料 3) が宇都宮市から出されております。これらについて、国からの補助金を受けての発注であると思われませんが、かかる工事について、どの建設工事が平

成 29 年度の補助金によるものでどの建設工事が平成 30 年度の補助金によるものなのかを教えてください。








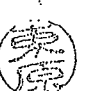


3. 平成 30 年 6 月 21 日付で情報公開請求した文書の中に、その時点で地権者に記載してもらった「起工承諾書」が 33 名分ありました。宇都宮市の用地事務処理要領によれば、本来は用地の取得前の着工は禁止されているところ、(1) 緊急に工事を行わなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすと認められるとき、かつ、(2) 当該年度内に土地等の権利者の全員と契約を締結することが確実と認められる場合で当該土地等の権利者の全員から起工承諾書により着工の承諾を得たときという二つの要件を満たして初めて例外が認められる旨の規定があります（宇都宮市 用地事務処理要領第 5 条 資料 4）。しかしながら、同じ平成 30 年 6 月 21 日付でなされた情報公開請求において、LRT 事業にかかる用地測量、物件調査、土地評価について請求の時点で成果品がなかったことを理由に不存在の決定をしております。であるならば、地権者に土地のどの部分をどれくらい削られるのか、補償額がいくらになるのかなど、起工承諾の核心の部分をどのように説明して起工承諾書を記載してもらえたのかについて教えてください。






さらに、平成 30 年 12 月 8 日の下野新聞によれば、地権者からもらった承諾は 395 名中 12 名とある一方で、現在宇都宮市が発注済みの LRT にかかる建設工事について、その大半が進捗率 10%以下であります。宇都宮市は、当初から起工承諾書による事前着工を想定した上で建設工事を発注していたのか、お聞かせください。



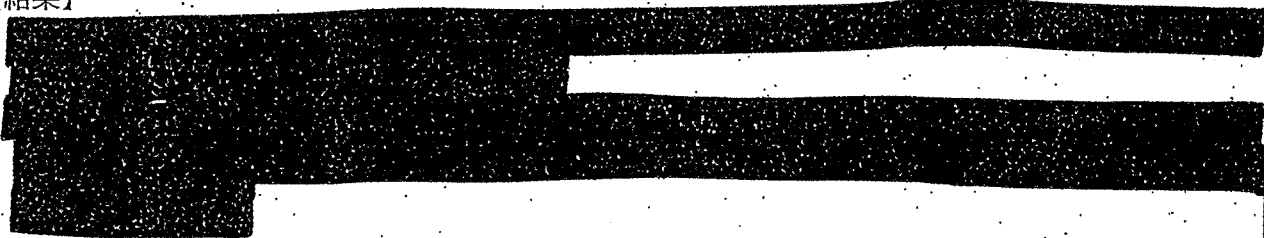

4. LRT 事業については、以前から総事業費が 458 億円である旨が再三説明されてきておりますが、平成 30 年 12 月末日時点で、総事業費 458 億円のうち何億円分を発注したのか（車両関係費用を含む）、教えてください。

以上



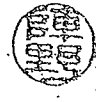


交渉日誌


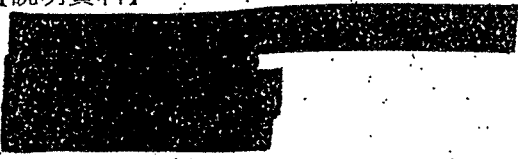
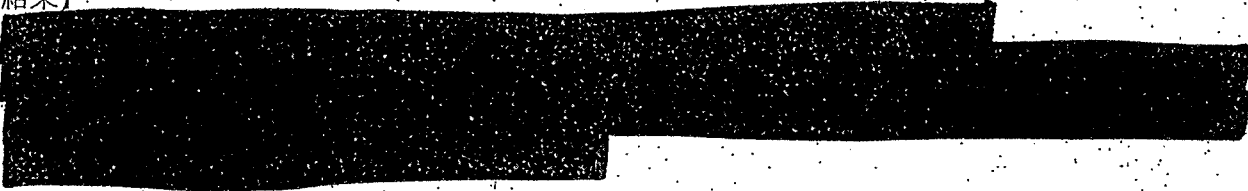
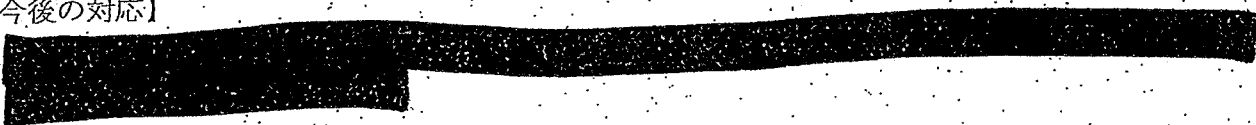
LRT整備室課					
参事 次長	次長 副参事	課長 室長	室長 (協働広報)	室長補佐 (事業)	課長補佐 (技術)
					
企画事業 係長	軌道 係長	施設 係長	施設担当 係長	協働広報	担当
					

建設用地室				
室長	室長補佐	係長	総括	担当
				

路線名	LRT整備事業		地区	竹下地区
交渉年月日	平成30年3月30日(金曜日) 14:00~15:00			
交渉場所	宇都宮事業所(清原工業団地)		Tel.	
出席者	相手方	デュポン株式会社宇都宮事業所 		
	市	LRT整備室: 桑久保室長補佐・大澤主任技師・酒井主任技師 建設用地室: 陣野係長・富川主任		
【趣旨】 				
【結果】 				
【内容】 				

交渉日誌

建設用地室				
室長	室長補佐	係長	総括	担当
				

路線名	LRT整備事業		地区	平石
交渉年月日	平成30年5月15日(火曜日) 13:30~14:15			
交渉場所	相手先会社事務所にて	Tel	028-623-1780	
出席者	相手方	株式会社M&Aコーポレーション 会長 増渕茂夫		
	市	建設用地室 陣野係長, 鈴木		
【主旨】				
				
【説明資料】				
				
【結果】				
				
【今後の対応】				
				
次回予定年月日				
摘要				

H30年10月末現在LRT建設工事

資料3

No.	工事名	工期	請負額	進捗率
1	道路改良工事	H30. 5. 8～ H30. 10. 29	44, 485, 200	100%
2	鬼怒川橋梁工事 (分割1号)	H30. 7. 2～ H33. 8. 14	2, 306, 880, 000	1%
3	鬼怒川橋梁工事 (分割2号)	H30. 7. 2～ H33. 8. 14	2, 305, 800, 000	2%
4	下竹下第3高架橋工事 (分割1号)	H30. 7. 27～ H31. 3. 8	108, 047, 520	2%
5	下竹下第3高架橋工事 (分割2号)	H30. 8. 1～ H31. 3. 8	89, 748, 000	2%
6	下竹下第4架道橋工事 (分割1号)	H30. 7. 30～ H31. 3. 25	93, 960, 000	2%
7	下竹下第2高架橋工事 (分割1号)	H30. 8. 2～ H31. 3. 25	76, 032, 000	1%
8	野高谷第1架道橋工事 (分割1号)	H30. 8. 2～ H31. 2. 22	144, 526, 680	3%
9	鬼怒川左岸第2工区 地盤改良工事 (分割1号)	H30. 7. 13～ H31. 2. 7	175, 591, 800	1%
10	鬼怒川左岸第2工区 地盤改良工事 (分割2号)	H30. 7. 9～ H31. 1. 9	114, 423, 840	4%
11	道路築造工事 (分割1号)	H30. 7. 4～ H30. 12. 25	16, 849, 080	13%
12	道路築造工事 (分割2号)	H30. 7. 9～ H30. 12. 25	10, 690, 920	5%
13	道路築造工事 (分割3号)	H30. 7. 5～ H31. 3. 8	19, 828, 800	20%
14	下竹下第1架道橋工事 (分割1号)	H30. 8. 8～ H31. 3. 25	36, 936, 000	3%
15	清原第2工区道路改良工事 (分割1号)	H30. 8. 7～ H31. 3. 8	83, 562, 840	32%
16	清原第2工区道路改良工事 (分割2号)	H30. 8. 8～ H31. 3. 8	83, 558, 520	23%
17	清原第2工区道路改良工事 (分割3号)	H30. 8. 8～ H31. 3. 8	121, 237, 560	21%
18	道路築造工事 (分割4号)	H30. 7. 23～ H30. 12. 25	12, 636, 000	96%
19	道路築造工事 (分割5号)	H30. 8. 9～ H31. 3. 25	18, 867, 600	5%
20	鬼怒川左岸第1工区 擁壁工事 (分割1号)	H30. 9. 19～ H31. 3. 25	125, 940, 000	1%
21	鬼怒川左岸第1工区 擁壁工事 (分割2号)	H30. 9. 21～ H31. 3. 8	87, 480, 000	3%
22	道路築造工事 (分割6号)	H30. 9. 13～ H30. 12. 26	8, 500, 680	30%
23	道路築造工事 (分割7号)	H30. 10. 3～ H30. 12. 11	16, 893, 360	5%
24	下平出第1高架橋工事 (分割1号)	H30. 10. 30～ H31. 3. 8	85, 320, 000	0%
25	下平出第2高架橋工事 (分割1号)	H30. 10. 19～ H31. 3. 8	85, 860, 000	1%

No.	工事名	工期	請負額	進捗率
26	下竹下第3架道橋工事	H30.10.23～ H31.3.8	102,060,000	1%
27	今泉変電所 新築その他工事	H30.7.11～ H31.3.8	74,844,000	1%
28	今泉変電所 新築受変電設備工事	H30.10.6～ H31.3.8	318,600,000	10%
29	今泉変電所 新築空調設備工事	H30.10.6～ H31.3.8	11,702,880	10%
30	今泉変電所 新築電気設備工事	H30.8.28～ H31.3.8	12,744,000	10%
31	LRT車両基地造成工事 (分割1号)	H30.8.14～ H31.3.6	80,512,920	2%
32	LRT車両基地造成工事 (分割2号)	H30.8.16～ H31.1.7	23,526,720	2%
33	LRT車両基地造成工事 (分割3号)	H30.10.29～ H31.3.8	25,148,880	0%
			6,922,795,800	

宇都宮市用地事務処理要領板すい

(用地取得先行の原則と用地取得期間の確保)

第4条 用地事務は、工事施行に先立ちこれを行うものとする。

2 用地課長等は、事業を施行するに当たっては、事業課、用地課及び事務所内の連絡と調整を図りながら、用地取得の難易の程度に応じて必要と認められる用地取得期間を確保するよう努め、事業の施行に支障をきたさないよう合理的な進行管理を行わなければならない。

(土地等の取得前における工事の禁止)

第5条 事業課長は、土地等の取得等が完了していない土地において工事を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りではない。

- (1) 緊急に工事を行わなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすと認められるとき。
- (2) 当該年度内に土地等の権利者の全員と契約を締結することが確実と認められる場合で当該土地等の権利者の全員から起工承諾書により着工の承諾を得たとき。

(身分証明書の携帯)

第6条 用地事務に従事する職員は、常に身分証明書を携帯し、土地等の権利者及びその他の利害関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第2章 用地調査等

第1節 通則

(事業の説明)

第7条 事業課長及び用地課長等は、事業に必要な土地等の取得等を行おうとするときは、この章に定める測量及び調査に先立ち、次に掲げる事項について、土地等の権利者その他必要な者に説明会を開催する等の方法により周知し、これらの者から協力が得られるよう努めなければならない。

- (1) 事業の目的及び計画の概要
- (2) 工期及び施行の方法
- (3) 土地等の測量及び調査の方法
- (4) 土地等の取得等に伴う補償の方針
- (5) 用地交渉の方法
- (6) その他当該事業の施行に関し協力を得るために必要と認められる事項

(实地踏査)

第8条 用地課長等は、事業に必要な土地等の取得等を行おうとするときは、当該区域の实地踏査を行い、土地等の種別及び形状等を把握して、補償に関する資料の収集に努めなければならない。

(用地調査等)

第9条 用地課長等は、事業に必要な土地等の取得等を行おうとするときは、当該土地等の測量及び調査(以下「用地調査等」という。)を実施し、土地等の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積、権利の種類及び内容、物件の種類及び数量並びに土石

